

雲仙市の支援制度

①若者の定住を支援！(家賃 / 奨学金返済 / 結婚 / 出産)

②農業、漁業の新規就業を支援！

	制度名	内 容	詳しくは こちら
①	若者 UIターン 家賃補助金	市外から雲仙市に転入した若者（18歳以上35歳以下）がいる世帯の家賃に対して補助金を交付します。 ○支援内容 家賃から住宅手当を差し引いた残額の2分の1 ※単身世帯上限額：月額1万5千円 複数世帯上限額：月額2万5千円	地域づくり推進課 0957-38-3111 
	定住促進 奨学資金 償還補助金	市内に居住し奨学資金を償還する方に対し、償還金の支払額の一部を支援します。 《対象要件》 ※公務員は対象となりません。 ・雲仙市に居住し、5年以上定住することを誓約する方 ・市内外を問わず就労している方（アルバイト等も可）など ○支援内容 年度内に支払った償還金の2分の1 (年間上限額) ・高等学校 : 3万6千円 ・専門学校等 : 4万5千円 ・大学等 : 6万円	地域づくり推進課 0957-38-3111 
	結婚・定住 支援金	(1) 結婚支援金 結婚した夫婦に40万円を交付（2年分割） (2) 赤ちゃん支援金 出生した子ども1人あたり20万円を交付	地域づくり推進課 0957-38-3111 
②	農業就業者 確保育成 対策事業	新規就農を希望し、かつ、市内の農業者から研修を受ける方に、年間上限210万円（県の支援も含む）を最長2年間交付	農林課 0957-38-3111
	漁業と漁村 を支える人 づくり事業	新たに漁業を始める者であって、市内の漁業者から研修を受ける方に年間最大180万円（県の支援も含む）を最長3年間交付	農漁村整備課 0957-38-3111

【雲仙市からのメッセージ】

地元には魅力あふれる企業が多く存在しています。地元で働いて共に地域を盛り上げましょう！ 上記制度については担当課へ、その他就職関連のご相談は商工労政課まで、お気軽にご連絡ください！

雲仙市商工労政課：0957-38-3111（代表）

